

情報通信審議会 電気通信事業政策部会  
接続政策委員会（第36回）議事概要

日時 平成30年5月22日（火）14:23～15:47

場所 総務省8階 第4特別階会議室

参加者 接続政策委員会 相田主査、池田委員、内田委員、佐藤委員、関口委員、高橋委員、  
山下委員

事務局 古市電気通信事業部長、竹村事業政策課長  
(総務省) 藤野料金サービス課長、大塚料金サービス課企画官、  
大磯料金サービス課課長補佐、小澤料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

- |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・追加質問への回答<br/>第35回接続政策委員会の内容を踏まえ、関係事業者に対し追加質問を行った結果について事務局から説明を行った。<br/>(追加質問の対象となった関係事業者：東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社)</li><li>・論点整理<br/>論点整理のため、事務局から説明を行った。</li></ul> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

【発言】

- ・論点整理及び追加質問への回答（次々期適用期間以降の接続料算定に向けた今後の検討について）

○高橋委員

資料3の15ページの考え方、「メタルIP電話の接続料原価に相当する実際費用の見通し及びその内訳としてメタル収容装置のコスト見通しを明確にする必要があるのではないか。」のところで、可能であれば、ざっくりとした実際費用の示し方ではなく、個別原価と配賦原価がどうなっているか、現金支出費用と非現金支出費用はどういう比率になっているか等を示していただきたい。

これらは、企業にヒアリングに行っても嫌われる内容だが、コストを目安にして欲しいとなれば、それぐらいの内訳が必要ではないかと、意見というか、感想として申し上げる。

○相田主査

その他いかがか。

○佐藤委員

資料2の実際費用の過去の数字を見ると、一応減少し続けているが、2016年で増加している。これは、減価償却方法の変更やその他の要因によるとの理解で良いか。

また、2017年度の数字が整理中であれば、確定後に提出いただきたいことと、2018年度が始まって、事業計画が進んでいるので、将来のある程度の数字がありそうだが、やはり出てこないか。NTT東日本・西日本のこの回答文を見ると、現状は減少傾向にあるが、トラフィックや需要等、予測不能なものもあるため、将来の予測値は示せないということか。

あと、この2011年から2016年の推移で留意すべき点があれば、教えていただきたい。

○相田主査

事務局からいかがか。

○事務局

資料2の「参考：接続料原価の推移」という表のところ、2015年度から2016年度は、4.2%コストが増加している。これについては、減価償却方法の見直しに伴う残価一括償却の実施によって、接続料原価が一時的に増加しているとの注釈がある。NTT東日本・西日本における会計の方法の見直しによって、減価償却が一時的に増加したもの。

また、2011年度から2016年度で増減率35.4%とあるが、2016年度の減価償却費の一時的な増加影響を除外したものと注釈がある。会計方法の見直しによる影響を除外して算定したものであり、実際には26%程度の減少。

○佐藤委員

最後のところは、毎年200億円程度減っているから、会計方法の見直しがなければ、2016年度は1,750億円程度になるという仮定か。

○事務局

然り。

○相田主査

他にいかがか。

○池田委員

資料3の15ページ、矢印の3つ目に、「ユニバーサルサービスの今後の検討状況を踏まえつつ、光ファイバや無線などメタルケーブル以外の方法によってもサービス提供が可能な構成とする等、技術の進展を反映した、より効率的なモデルを検討することが必要ではないか」と記載があり、この趣旨が理解しきれていない。様々な技術を用いて電話サービスが可能となり、それによって低廉な接続料が実現できるならば、非常に良いことだと思うが、これらを検討する前提として、何が整理されなければならないか。

○事務局

14ページの留意点の一番下のところ、情報通信の答申「『固定電話網の円滑な移行の在り方』二次答申」において、今後検討していくべき課題として、「光ファイバや無線など技術の進展を踏まえたユニバーサルサービスとしての固定電話の効率的な確保」が示されている。より効率的な設備構成のモデルを検討していく前提としては、こういった今後のユニバーサルサービスの在り方の見直しが前提になる。

○相田主査

通話当たりの接続料は光ファイバの方が安いですが、NTSは光ファイバの方が高くなり、基本料も高くなってしまいうために普及が進んでいないが、何をもち「効率的」とするか。判断基準は明確になっているか。

○事務局

設備構成等モデルを見直すことによって、場合によっては、TS・NTSコストの区分が変わることもあり得る。トータルコストは減ったとしても、一部機能の接続料原価が増加することもあり得る。トータルコストの効率化なのか、接続料原価の効率化なのか、何をもちて効率化とするのかも含めて、モデルの検討をしていくということが考えられる。

・論点整理（平成31年度以降における接続料算定方法（LRIC方式の適用等）について）

○池田委員

29ページの最後に「改良PSTNモデルによって算定する接続料水準が、指針に基づくスタックテストによる検証に耐えられないことが分かった場合には、改良PSTNモデルと改良IPモデルの組み合わせ（4対1等）により、そういった事態を回避する。」と記載があるが、なぜ「4対1」か、説明いただきたい。

○事務局

この交換機等に係る接続料の算定において、かつてNTSコストを接続料原価から除外した際に、接続料や基本料への影響の激変緩和措置として5分の1ずつ除外したという経緯がある。また、現在、き線点RT-GC間伝送路コストの100%が接続料原価に含まれているが、これを接続料原価に算入する際にも、5分の1ずつ算入したという経緯がある。そうした事例を見ても、激変緩和措置のための調整の仕方として、5分の1ずつ調整するという考え方は、1つあり得るのではないかと考えられる。

○相田主査

他にはいかがか。山下委員どうぞ。

○山下委員

29ページの矢印の3つ目、現在は段階的な移行の時期として対応するとのことで、次期と次々期が該当し、その後は実際網がIP網になるので、これからの約6年間で、モデルもPSTNモデルからIPモデルに段階的に移行すると考えていた。しかし、ここでは、段階的な移行の時期だから改良PSTNモデルで対応しようという考え方・論点整理であったので、段階的な移行とは何か、説明いただきたい。

○事務局

モデルの移行を瞬時に行わない場合に、その移行の時期が具体的にいつなのかを特定するのが現時点では難しいため、次期適用期間は、まずは改良PSTNモデルを用いる。ただ、それはあくまでも、IP網を前提とした接続料原価の算定に向けた移行の時期との位置づけなので、次々期適用期間以降の接続料算定のあり方について、またしかるべき時期に検討していくという考え方。

○相田主査

よろしいか。何となく禅問答を聞いているような感もあるが。

○山下委員

記載内容について、改めて説明いただいたと理解。

○関口委員

「段階的」と入れなくても良いのではないか。やはり、段階的というのと、階段がないと寂しい気がする。矢印の3と4で、段階的を除くと、「一階段として用いる」も、階段という言葉の修正も必要となるか。適用期間については、次期適用期間は改良PSTNモデルを適用することが明確であれば良いが、書きぶりはお任せする。

○事務局

現行モデルから次のステップとして、まず改良PSTNモデルに移行するという段階。

○佐藤委員

個人的な見解であるが、改良モデルにはPSTNモデルとIPモデルの2つがあるが、両方とも完全ではない。PSTNモデルは、トラフィックが減り続ける等、長期増分費用方式の前提自体が崩れてきており、様々な問題を抱えている。IPモデルも開発はしたが、今すぐ自信を持って使えるかという、やはりそこまでの完成度はないというのが、モデルに対する個人的な認識である。その前提でどうするかという議論がここに書かれている。

ただ、開発したIPモデルを今回採用できないとしても、そのまま放っておいて、また何年か経っても採用できないこととならないよう、どうやってIPモデルを実用可能なものにしていくか、どういうことをすべきか、道筋をある程度示していただきたい。

○事務局

IPモデルもまた見直しをしていくと思うが、現在の改良IPモデルが使えないものとは言っていない。一方で、改良PSTNモデルが最も効率的なネットワークを体現したモデルと思う人もいないであろう。

○佐藤委員

そこまでの自信はないという意味か。

○事務局

これは途中経過として使っているとしか言えない。

○佐藤委員

今まで使ってきているから仕方がない。

○事務局

正面からPSTNモデルが最も効率的であるということではない。移行過程において使う。

○相田主査

内田委員、どうぞ。

○内田委員

今回、この改良PSTNモデルを用いる提案について、29ページの3つ目の矢印に「LRIC方式の適用にあたって当面の間は、IP網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の時期として対応する必要がある。」という文言があり、例えば、今回のこの改良PSTNモデルを使うとした結論は、このLRIC方式に基づいていると言えるのか、疑問が湧いている。つまり、この2つ目の矢印では、改良IPモデルが趣旨に合っているとする一方で、3つ目の矢印で、最終的に改良PSTNモデルと結論づけており、私個人としては、この改良PSTNモデルを使うべきと考えるが、そのプロセス、これがLRIC方式に基づいた結論の出し方であるかが気になっており、見解を伺いたい。

○相田主査

事務局いかがか。

○事務局

LRIC方式の適用というのは平成12年の法改正からやっているところ、LRIC方式を適用するときには、その時点で想定される最も効率的なネットワークをそのまま使うこ

とが理想かもしれないが、それだけの形態を言っているわけではないとの理解。当初の制度導入時も、3年間で段階的に適用しようという話があり、これは他国においても例があり、英国でもプライスカップを使って段階的にやっている例があることも含め、この方式の適用と言って良いのではないか。

今回は全然違う方式から移行するのではなく、LRIC方式の中での選択になる。改良IPモデルで体现されている考え方が、この法律上で想定されている一つの姿であることは確かである。しかし、そういう効率性のみを追求することは確かに理想的であるが、現実には他の要素もあり、効率的なネットワークの水準を段階的に実現していく案として示したものであり、これがLRIC方式に適っていないとまでは、言えないのではないか。

○佐藤委員

両方とも長期増分費用モデルであり、IPネットワーク構成に基づいているか、今までのネットワーク構成に基づくものかの違いでしかない。

○事務局

然り。内田委員のご指摘は、電気通信事業法で想定しているような、高度な形で電気通信技術を利用している、効率的な設備構成を想定すると、本来、改良PSTNモデルは、該当しないのではないかとのご懸念と理解。しかし、IP方式を想定しつつ、そこに移行していく考え方の中で改良PSTNモデルを採用する選択もあるのではないかと申し上げた。

○相田主査

内田委員どうぞ。

○内田委員

もう少し、奥歯に物が挟まらないような言い方をすると、LRIC方式はこれまで有効に活用されてきて、ある意味、成功を収めている部分は多々あると思うが、今のこの局面においてLRIC方式を適用しようとしたときに、現実を考慮しなければならないというか、その意味で少し苦しいというか、純粋なLRIC方式を適用することが少し難しくなっている局面であるように思う。先ほどユニバーサルサービスの話もあったが、少し先のことを見据えて、このLRIC方式の在り方も踏まえて検討することを前提として、平成31年度以降の接続料算定には改良PSTNモデルを採用するといった取りまとめの仕方もあるかと思うが、いかがか。

○事務局

将来的にLRIC方式を採らないことにしようという改定だとは全く考えていない。

○相田主査

別の観点で。例えば、24ページに改良IPモデルを適用する場合に、改良IPモデルでは算定できないアンバンドル機能コスト等があるので、27ページにそれらの記載があるが、それらについての決着はついているので、29ページのスタックテストに耐えられなくなったときに、この改良PSTNモデルと改良IPモデルを組み合わせる方法はもう決着済みという理解でよろしいか。それとも今回は先送りをして、このスタックテストの結果が危ういと判明した時点で、この24ページの議論を改めて整理し直してから、この組み合わせを実施するのか。

○事務局

今回のこの方向性をご了承いただけるのであれば、その中で具体的にどうするかを決める必要がある。

○相田主査

それは今回の報告書の期限内に決めておくということか。

○事務局

然り。

○関口委員

多分G CとI Cを同額で合算する等、その程度の話になるのではないか。私自身、改良I Pモデルの開発に参画をして、ざっくりと言えば、改良P S T Nモデルは、音声コストを算出するだけだったが、改良I Pモデルは、データとの共用によって、音声コストを削減するように一部改良したと理解している。その意味では、データと音声の共用時代のモデルとして使えるモデルになっている。ただし、そもそも前提がN G Nとは違っていて、P S T Nを全部I Pで置き換えるという前提がひっかかる。とはいえ、N G Nに移行していく時代のモデルとしては使えると思っており、その意味では、改良P S T Nモデルと改良I Pモデル、どちらもL R I C方式の内側の議論で、どちらのモデルを使うかの選択であり、そこはL R I C方式からの逸脱とは理解していない。

それを最後の2行で、スタックテストに対応しなかったら、改良I Pモデルを使うことの説明が逃げのように読めてしまう。参考資料32ページを見ると、P S T NとN G Nの加重平均をするという形で、その接続料はそう変わらないという説明をしている、この表がやや示唆に富むというか、合わせ技の行き着く先という感じがしている。今はP S T NとN G Nは別物として扱っているが、こういう形で、加重平均でもって総体としての接続料はそんなに上昇していないということを見ると、この29ページの4対1が良いかは判断できない。例えば、4対1で改良P S T Nと改良I Pモデルの両者を加味した結果をもって接続料水準とすることについては、32ページのような別物を足すこともあるということの例証でもあるので、その辺りを文言として補足しておく、29ページの最後の2行は、逃げているようなイメージが払拭できるのではないか。

○相田主査

他にはどうか。なかなかこの辺りはすっきりと行かないところではあるが。

○池田委員

この指針に基づくスタックテストの検証は、本当に意味のある検証なのか。

○相田主査

このスタックテストについて、N T Tのユーザー料金と接続料（片側の分）でマージンが取れているからといって、接続事業者がサービス存続可能かの判定に使うのは、あまり理屈が通っていない。ある接続事業者は自らのコストを足し合わせると、現状ほとんど赤字に近いと言っている。両側のコストと合わせて、N T Tに対抗できるようなサービス提供が可能かという形で検証しないと、意味がないとまでは言わないが、何のためのスタックテストかと思う。これまでのスタックテストの方法で良いのか検証が必要と考えるが、それについて、事務局はどうか。

○事務局

様々な規制あるいはルールによって、接続事業者のあらゆるサービスを赤字にならないようにするものでもないと思うが、スタックテストは、接続事業者が、設備構成の変更などでコスト削減を図っても、もともとN T Tのネットワーク費用の負担がこれだけあり、N T Tがこういう料金を設定している中で、サービス提供ができないというような利用者料金と

接続料との関係になっていないかを検証するための手段として平成11年から行われているもの。価格圧搾の観点からサービス提供できない構造となっていないか、もし、そのような趣旨においてスタックテストのやり方で見直すべきところがあるのではないかということであれば、それは考える必要があるかもしれない。

○佐藤委員

スタックテストの目的は、効率的な事業者が市場から排除されないように、同等に競争できるようにということだと思う。ネットワーク構成等により全く同じ形で同じサービスを実現できないというのを、卸と料金関係で見てきたが、マージン以外にも見なければいけない要素があるのではないか。ただ、今すぐ結論は出ないので、そういったことも踏まえて、これから検討する中で議論をしていただく、あるいはそういう場をつくっていただきたい。

○事務局

そういう検証が必要だということであれば、今回の報告書や答申にそういった旨を入れていただくのもあるかもしれない。

○山下委員

繰り返しになるが、大事なところなので確認させていただきたい。29ページの3つ目の矢印のところ、「既存の利用者の円滑な移行への考慮も必要」であり、「時期尚早と考えられる。」と述べている。効率性を追求するのが本来あるべき姿であるが、その次に、既存の利用者への円滑な移行への考慮も必要だと言っている。そういう意味では、改良PSTNモデルであれば円滑に移行できるが、改良IPモデルであれば、円滑な移行は難しいということか。

○事務局

円滑な移行への考慮など、効率性の追求以外を考えないのであれば、現実のネットワークがどうかは別として理想的な形がIPネットワークだと現時点で言えるのであれば、その形にすべきである。ただ、例えば、二千何年の時点でこれぐらいの効率性を求める必要があると決められれば一番簡単だと思うが、現状、これから移行するに当たり、どのような課題が出てくるかも全部洗い出さなければわからないという状況で、何年の時点で接続料の水準をIPネットワークのレベルにしないと、現時点で決め打ちできないということ。

○相田主査

L R I Cが始まった頃は、個々の設備、あるいは数量等が過剰でないかという指摘があり、そこで、最新鋭のものに置きかえたらどうなるか、ここは余分でないか、無駄を減らそうというものであったが、IP化したら、そのネットワーク自体が一瞬で変わってしまい、具体的には、I C、G Cの2階層構成が1階層になり、設備構成とかネットワーク構成がまるっきり変わってしまうが、算定するのはPSTNの接続料であり、I CとG Cも同じ料金で良いといった議論もあった。

現実にはIPとは違う設備配置がされていて、コストの総体としてIPの方がシンプルで安くなるとしても、私はこの設備を使って、この費用しか払いたくないという事業者にとって、全体として安くなるのだから、その部分が割高になっても良いということにどれだけ納得ができるか。これは先ほどの加入電話を光ファイバに切り替える、無線に切り替えるというのと似たような話であり、何かある尺度でもって総体でこちらが安いと言っても、基本料に3,000円以上も払いたくない人に対して、それでも光ファイバにしてくださいという合理性があるかどうか。やはり、技術が変わったことでネットワークが根本的に違うものを、現在のネットワークの接続料を算定するために、どこまで適用可能かというところの議論が難しいとの認識。

#### ○内田委員

相田主査から無線や光ファイバの使用について言及があったが、そういった話は、この接続政策委員会の所掌なのか。おそらく違う気がしているが、そうであるならば、接続政策委員会として、そういったことを扱う委員会なりに強いリクエストを出すべきではないかと考える。LRIC方式の適用を検討するに当たり、周辺の話題として、この無線や光ファイバ等のオプションが考えられるような環境が必要になってくると思われる。

#### ○事務局

モデルの構築のときに、例えば、無線等を考慮できるかということ。ご指摘のように、そもそも、クオリティで足りないとか何か制約条件があって、固定電話で無線を使えないとなれば、モデルで考慮することもできないので、ユニバーサルサービスあるいは電話において、そういったテクノロジーが使い得るかも含めて、まず議論が必要と考える。

#### ○相田主査

ユニバーサルサービス料の算定にLRICが使われていることとも関係するが、現状でユニバーサルサービスとして提供されているメタル回線の固定電話と第一種公衆電話について、今後の在り方をユニバーサルサービス委員会の方で検討いただいではどうか。音声サービスが提供されるのであれば無線でも構わないのか。光回線がメタル回線と同等な料金で提供されるのであれば、それでも良いというのは、もう既に入っているところかと思うが、特に無線に関して良いかについて、ユニバーサルサービス委員会において検討をお願いしたい。

#### ・論点整理（NTSコスト（き線点RT-GC間伝送路コスト）の扱い等について）

#### ○相田主査

適用期間について、資料3の46ページ「次期適用期間を長期とすることは望ましくない。」「検討には一定の期間を要すると考えられる。」という記述から、「適用期間は3年間とすることが適当ではないか。」という結論に急に飛んでいる感があるが、次の検討をいつ頃から開始して、いつ頃までかかりそうかをもう少し書き下していただきたい。次の検討を早く始めないと間に合わないと思われるので、次期適用期間を3年間とし、その終盤には、ひかり電話のIP接続、事業者間のIP接続が開始されるので、その接続料をどう算定するか。これはNGN接続料になるか、まだ決まっていないが。次の3年間は、そうした時期となる。さらにその次は、メタルIP電話への着信、発信と、段階的に進んでいく。今回の議論を踏まえても、そう簡単に整理できないと思われるが、LRIC研究会を開催し、モデル検討をしてからとなると、かなりの期間を要することが想定される。よって、いつからいつまで検討を要するので、次期適用期間を3年とすると、もう少し具体的な説明が欲しい。

他にはどうか。佐藤委員どうぞ。

#### ○佐藤委員

NTSコストについて、かなり以前から、早期に再検討すべきという議論が続いており、ユニバーサルサービスとの関係もあることから、ぜひ総務省で早期に取り組んでいただきたい。以前は、ユニバーサルサービス料が10円を超えてしまうと困るので、NTSコストにしようと、そんな議論をした覚えがあるが、現状、2円になっており、やはり早急に見直す課題なのであろう。おそらくNTSコストを算入するだけでなく、ユニバーサルサービス制度自体についても議論しなければならない時期かと思われるので、対応していただきたい。



また、東西均一料金について、原則として別会社なので、本来は別料金であるべきとずっと書き続けている。個人的に少し疑問があるのは、どういうものは東西別々で、どういうものは東西均一にするかという、何か判断基準があるかということ。例えば、NGNでの接続ポイントは地域別に異なるコストなので別料金にする等。自分の中で整理できていないので、伺いたい。

○事務局

ファクトだけ申し上げれば、ユニバーサルサービスの提供に用いられる機能については、東西均一料金の扱いをやった。それ以外は、NGN関係や専用線等を含めて、原則として東西別料金になっている。

○相田主査

東西均一料金については、国会決議で取り上げられたのではないかと。

○事務局

然り。そういう経緯がある。

○相田主査

類似のサービスを考えれば、電力料金も電力会社によって全部異なるので、ユニバーサルサービスだからといって全国均一であることは別に必然ではないのだが。

○事務局

接続料自体はユニバーサルサービスとは違う。

○相田主査

然り。ユニバーサルサービスなので全国均一という雰囲気があったと思う。

○佐藤委員

ユーザー料金がユニバーサルサービスであることと、接続料金がユニバーサルサービスであることは違うという議論がありそうだ。

○相田主査

然り。

○事務局

接続料金は、事業者が自分で設備を構築した費用の代わりに支払うようなもので、本来そこで生じる費用を負担するという考え方からすると、このユニバーサルサービスの考え方がこれで来るというのは違うところから来たもの。

○山下委員

資料3の37ページ、ユニバーサルサービスに関する記載のとおり、見直しを行うことが適当と考えるが、特に現在、接続料が上昇傾向にあって、接続料の負担が非常に大きい状況であるが、ユニバーサルサービス担当の方々は、その状況をどの程度認識されているか。当然ながら、2円を負担している一般ユーザーは、どこかにしわ寄せが行っていることは全く知らないであろう。では、どのレベルまでの方がどのように考えておられるか。いずれは、ユニバーサルサービス料金にNTSコストが返ってくることを理解、又は覚悟されているか。

○事務局

おそらく、覚悟はしていないだろう。

実際に、このNTSコスト分をユニバーサルサービス料金に移すと、1番号当たりの単価がかなり上がるので、そういったところも含めて理解をいただき、現状がどうなっているかを認識いただくことは確かに必要かもしれない。確かにこれまでそういった努力は少なかったかもしれない。

○内田委員

「かなり上がる」と発言があったが、具体的にどれくらい上がるか。

○事務局

ざっくり言えば、10円の水準はすぐに超えると思われる。

○内田委員

10円の水準は超えるとしても、100円や1,000円の水準ではないと理解して良いか。

○相田主査

然り。番号が1億何千万かで、補填額が2億円程度ならば、年間100円程度ではないか。

○関口委員

ざっくり2億で、12カ月で24億円程度。

○内田委員

その金額を一般の利用者がどのように受けとめるかを知りたい。個人的には、非常に高額とは言えないレベルという認識。一般の利用者がどう受けとめるか、例えば、消費者団体の方々に意見を伺っても良いのではないか。

○相田主査

これまで毎回記載があったが、今回は記載がないようであるが、ユニバーサルサービスにコストを付け替えると、各事業者は、左から右に直ちに消費者に転嫁することになる。接続料が上昇しても、その大部分を事業者はユーザー料金に反映させない形で何とか吸収していることを考慮すると、接続料で回収する方が利用者利便になるという観点が、過去の議論であったと記憶している。

○事務局

然り。負担方法の見直しも一案ではあるが、過去のご意見では、額の多少よりも、必ず利用者に転嫁され、必ず料金が上がるという意識が常にあったことは事実。

○佐藤委員

米国のアクセス回線の歴史では、リバランスによってNTSコストを接続料に入れると、やはり競争が歪むといった議論になるので、コストで見合って競争する。あとはもう市場に任せるとするのが競争政策であり、そこに様々な要因を含めることは、基本的に経済政策としては正しくないというのが、米国の判断であった。

○事務局

原則論での結論はそのとおり。

○佐藤委員

だから、ここで原則を書いているということか。

○事務局

然り。

○相田主査

それでは、全体を通じて、ご意見等あれば。  
高橋委員どうぞ。

○高橋委員

東西均一接続料の扱いについて、どのような状態になったら、別料金について国民のコンセンサスを得たと言えるか。

○事務局

留意点のところ、私も今見て「十分な社会的コンセンサスが得られているとは言えない。」は、確かに言い過ぎている。コンセンサスが得られていないならば、コンセンサスを得たらいいじゃないかということになる。コンセンサス云々というよりは、東西別接続料が利用者料金に跳ね返るのではないかと危惧されている方々がいらっしやって、そこからこのような考え方が導入された、それに対して今後どう考えていくのかということ、丁寧に書かなければいけなかった。

○相田主査

先生もご存じのように、今どきの学生は、全然固定電話引かない。携帯電話ならば、会社ごとに基本料の契約、通話料も違って当たり前であって、固定電話であってもユーザー料金は会社ごとに違って当たり前という方向に、徐々に向かいつつあるのではないか。何をもって、社会的に受け入れられたと判断するかは難しいところ。

以上